

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によっては追加の書類が必要となる場合もあります。

また、随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいごネットをご確認ください。

※事業所の移動や加算や再開に係る届出に伴い、他に変更事項がある場合は、当該変更につながる届出を併せてご提出ください。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算を取る場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

Table with columns for '変更があった事項' (Items to be changed), '事業所に関する変更' (Changes to the facility), '加算' (Addition), and '休業' (Suspension). Rows include '変更届出書', '法人の登記事項証明書', '代表者情報', '運営規程', '設備一覧表', etc.

- *1) 変更届出の際に事前相談が必須です。
*2) 運営規程の従業員の数について、「0人以上」のように記載をしております。
*3) 利用者減に対応するための経営改善に時間を有するその他の特別の事情により、1回の延長が認められます。
*4) 「入浴介助加算Ⅰ」から「入浴介助加算Ⅱ」に変更する等の場合（逆も同様）は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」と「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」のみ提出してください。
*5) 過去に補助金を受けている場合は事前相談が必要です。
注 1) 代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。
注 2) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合や軽微な区画変更など、添付不要な場合もありますので、事前相談時にご確認ください。
注 3) 定員減の場合は添付する必要はありません。
注 4) 兼務関係の変更も届出が必要です。
注 5) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
注 6) 延長サービスに従事する職員の分ける「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」を添付してください。
注 7) サービス提供体制強化加算に関する届出書の作成に当たっては、サービス提供体制強化加算計算書を必ず作成し、その内容を反映したものを提出してください。
注 8) 介護職員処遇改善加算等を算定していた事業所は、NAGOYAかいごネットの「介護職員処遇改善加算について（介護職員処遇改善実績報告について）」をご確認の上、実績報告書等を併せてご提出ください。
注 9) NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。
※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。